



帰国生の学校選び A to Z

●第31回●

複雑な帰国生入試の受験資格のチェックポイント

帰国生入試の受験資格は複雑です。海外在住期間は学校により異なりますが、おおむね1～2年で、保護者の海外赴任による理由に限られる学校が目立ちます。また、入学後保護者と同居することを求められることが多く、中には住所地の範囲や通学時間を指定する学校もあります。

受験資格は入学時の年齢や学年も関係します。中学入試では入学時に12歳に達していればよいのですが、高校入試では日本の中学校またはそれに準ずる学校を卒業していることが必要です。つまりアメリカでは現地校の9年生を修了していなければなりません。日米では学校歴が異なるために、入学時まで9年生を修了できないということもあります。この場合には、以下の方法で受験資格を得ることができます。

- ① 8年生修了後に帰国し、日本の公立中学校の3年生に編入する。
- ② 9年生の途中で帰国し、日本の公立中学校の3年生に編入する。
- ③ 海外の全日制日本人学校の中学校3年生に編入する。

ただし、上記①②は、帰国後の国内在住を認めている場合のみ可能です。公立中学校は住民登録をすれば入学できますが、②の場合、編入時期が遅いと高校入試直前期となり忙しく、学校側の面倒見がよくないこともあります。公立中学校の2年生や1年生に編入する方法もありますが、その際は帰国後の在学期間の制限に合わなくなることもあります。また、現地校の成績とともに日本の学校の成績も提出することになり、日本での成績も入試に影響を及ぼします。

③では現地校出身者としての受験資格を失い、受験科目が増えるようなこともあります。このほか9年生修了後に帰国し、高校1年生に編入する方法もありますが、編入はかなり門戸が狭くなります。

一方、高校によっては入学時に15歳に達していれば受験資格がある学校もありますし、中には入試に合格すれば4月に入学しなくてもよく、9年生修了後に高校1年生に編入可能という学校もあります。

帰国生入試には厳しい条件がありますが、それに合っているかどうか判断に迷う場合は、早めに各学校に問い合わせるとよいでしょう。

執筆者：丹羽 筆人（文京学院大学女子中学校 高等学校 北米事務所 アドバイザー / 名古屋国際中学校・高等学校 アドミッション オフィサー 北米地域担当）

河合塾での指導経験を経て米国では CA・NY・NJ 州の補習校・学習塾にて指導。現在はデトロイトりんご会補習授業校講師。代表を務める「米日教育交流協議会」では、日本語・日本文化体験学習「サマーキャンプ in ぎふ」を実施。他に、河合塾北米事務所アドバイザー。お問い合わせ先：E-mail bunkyo@ujec.org Phone & Fax 855-926-1140 (文京学院) E-mail nihs@ujec.org Phone & Fax 855-669-9300 (名古屋国際)

